

放射性セシウムを含む牛用飼料の暫定許容値の改定

2 農林水産者は2月3日、厚生労働省が平成24年4月から適用することを検討している牛乳や牛肉の新基準値に対応するため、牛用飼料に含まれる放射性セシウムの暫定許容値を現行の1kg当たり300ベクレルから100ベクレルに改定したことを発表した。これを受けて、本会議理事会で生産者団体による当面の対応策を議論し、決定した。

新暫定許容値の算出方法

牛用飼料に含まれる放射性セシウムの新暫定許容値は、畜産物の新基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いか判断する目安であり、「畜産物の新基準値」、「一般的な飼料の1日当たり給与量」及び「移行係数」を活用して算出された。この新暫定許容値は、平成24年2月3日から施行した。これまでの暫定基準値と新たな基準値における食品区分と放射性セシウムの基準値は図1の通りである。

なお、家畜は水、空気、土壌、敷料、野草、屋外に放置された飼料等、さまざまなものから放射性セシウムを摂取する可能性がある。このため、新暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水、土壌等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように、飼料の管理、家畜の飲用水や飼育場所等にも注意しなければならない。

牛用飼料中の新暫定許容値(ベクレル/kg)は、現時点で得られている科学的知見に基づき、以下の式を使って算出された。

$$\frac{\text{畜産物中の放射性セシウム新基準値(ベクレル/kg)}}{\text{飼料給与量(kg/日)} \times \text{移行係数(日/kg)}}$$

①畜産物の放射性セシウム新基準値は、乳50ベクレル/kg、肉100ベクレル/kgとする。

従来の放射性セシウムの暫定規制値(乳:200ベクレル/kg、肉:500ベクレル/kg)に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から基準値を引き下げた。

②飼料給与量(粗飼料+濃厚飼料の合計)は、乳牛64kg/日(実重量)、肉牛21kg/日(実重量)とする。

③移行係数(試験から求めた最大値)は、乳4.6×

10³日/kg、肉3.8×10²日/kgとする。

移行係数とは、毎日同じ「量」(ベクレル/kg)の放射性セシウムを含む飼料を家畜が摂取した場合に、畜産物中の放射性セシウムの「濃度」(ベクレル/kg)がどのくらいになるかを表す係数(日/kg)である。

④牛用飼料中に許容される放射性セシウム濃度は、次の計算結果から100ベクレル/kg以下とする(図2参照)。

$$(\text{乳牛}) 50 \text{ ベクレル/kg} \div (64 \text{ kg/日} \times 4.6 \times 10^3 \text{ 日/kg}) = 170 \text{ ベクレル/kg}$$

$$(\text{肉牛}) 100 \text{ ベクレル/kg} \div (21 \text{ kg/日} \times 3.8 \times 10^2 \text{ 日/kg}) = 125 \text{ ベクレル/kg}$$

新暫定許容値に適合した粗飼料への切替え

新暫定許容値は2月3日から適用され、新暫定許容値以下の飼料への切替えを速やかに進めることになるが、代替飼料の確保上やむを得ない場合を考慮して、乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛であって、当面廃用牛として「と畜」する予定のないものに限る。)については、放射性セシウムの生乳への移行を考慮し、代替飼料を速やかに確保し、平成24年3月15日までに、新暫定許容値以下の粗飼料への切替えを行う。

図1 現行の暫定基準値と新基準値における食品区分と放射性セシウムの基準値

区分	暫定基準値	区分	新基準値
飲料水	200Bq/kg	飲料水	10Bq/kg
牛乳・乳製品		牛乳	50Bq/kg
野菜類	500Bq/kg	乳児用食品	50Bq/kg
穀類		一般食品 (上記以外の食品)	100Bq/kg
肉・卵・魚・その他			

図2 牛用飼料中の放射性物質の暫定許容値

★改定前:8月1日付け暫定許容値

区分	放射性セシウム
乳用牛	300Bq/kg
肉用牛	
その他牛用 (育成牛、繁殖牛)	300Bq/kg 例外:3,000Bq/kg

★改定後:2月3日付け暫定許容値

区分	放射性セシウム
乳用牛	100Bq/kg
肉用牛	
その他牛用 (育成牛、繁殖牛)	

新暫定許容値への具体的な対応は次の通りとする。

①収穫済み牧草の利用

23年産牧草のモニタリング調査の結果（最終調査日から1か月前の間に実施したモニタリング調査結果の平均値）を基に、地域ごとに利用の可否を判断する。その際、畜産物の検査、地表面の放射性物質の蓄積状況に係る航空機モニタリング等の結果も活用し、土壌中や牧草中の放射性セシウム濃度等の汚染状況に関するデータを把握し、汚染の程度についても勘案する。この結果、新暫定許容値を上回る場合は、代替飼料への切替えを行う。

②新暫定許容値を上回る飼料の管理

新暫定許容値を上回る飼料が誤って給与されないように、確実に区分して保管する。

③新暫定許容値を上回る飼料の処分

8,000ベクレル/kg以下は一般廃棄物として埋却、焼却等により処分する。ただし、生産された圃場が明らかかなものは当該圃場に還元施用することができる。なお、8,000ベクレル/kgを超過する飼料を処分する場合等については、農林水産省が別途通知する。

④永年牧草に関する除染対策

23年産牧草のモニタリング調査の結果、今後収穫される牧草が新暫定許容値を上回ると予想される牧草地では、勾配や土性等の状態を考慮しつつ、表土の削り取り、反転耕、耕起等の対策を進める。なお、除染対策の実施が技術的に困難な場合は、当分の間、牧草地として利用しない。

とくに、土壌中の放射性セシウム濃度が5,000ベクレル/kgを上回る牧草地については、「農地土壌の放射性物質除去技術について」（平成23年9月14日農林水産技術会議事務局公表）を参照し、表土の削り取り、反転耕等を実施することが望ましい。

⑤平成24年産夏作飼料作物に関する対応

平成24年産夏作飼料作物については、各都県の施肥基準を参考にして施肥を実施するとともに、当該県の昨年のモニタリング調査の結果を参考にして十分に耕起した上で播種、栽培を行う。なお、平成24年産夏作飼料作物のモニタリング調査の方法については、農林水産省が別途通知する。

生産者団体の当面の取組み

本会議は、2月10日開催の理事会において、消費者の国内牛乳製品・酪農業に対する安心感の醸成を図るため、生産者団体による当面の取組みについて協議し、下記の通り決定した。

放射性物質に係る牛乳製品の安全性については、行政が行う乳のモニタリング検査により確保されていることを今後も基本とする。

しかし、消費者からは依然、「ゼロリスク」を求め、かつ製品段階での検査結果の公表を求める声が強いなど、安心感を得るための取組みが求められている。また、特定地域産牛乳が販売不振に陥るなど、地域によって風評被害が発生している状況を放置した場合、牛乳製品の需要減少と生乳需給の混乱が全国に波及することが懸念される。このため生産者団体においては当面、以下の取組みを行うこととする。

①原子力災害対策本部指定地域の17都県が所在する指定団体は、生乳中の放射性物質をできるかぎり低減させるため、県会員等と連携し、行政によるモニタリング検査、飼料の検査の実施に際しては協力するとともに、検査結果等を踏まえ、給与飼料の改善を中心とした乳牛の適正な飼養管理を徹底する。なお、ホット・スポットと想定される地域においては、すでに取り組みされている対応の継続など、重点的な取組みを行う。

なお、取組みに係る費用については、原則、東京電力に負担を求めていくことを基本とし、必要に応じ、本会議においても支援策を検討する。

②本会議は、生乳生産から製品販売まで酪農乳業界の一体的な取組となるよう、Jミルクの場において適宜情報交換を実施するとともに、生産者団体としての具体的な対応について、実務責任者会議で協議を行う。

消費者の国産牛乳製品に対する安心感を醸成するため、各地域での適正な飼養管理の徹底に係る取組みについての広報活動を実施するとともに、問い合わせ窓口の本会議への一本化、対応マニュアルの作成等を行う。